

また、大都市の都心地域の人口の空洞化、地方都市の中心市街地における商業機能の空洞化等の都市構造の歪みに対処するため、既成市街地の再編・整備に着眼し、狭小な敷地、狭隘な道路等の問題に対処しつつ、歴史、文化、環境等を活かし、水と緑ゆたかでゆとりある空間の形成に向けて、土地利用の適正化を推進する。

この際、医療、福祉、教育、文化など住民の生活に密接に関連する分野も含めた将来の都市像全体を提示し、まちづくりに対する住民の関心を喚起し、まちづくり専門家等人材の育成を図ること等により、多くの住民の参加を得ていくよう努める。

さらに、まちづくりの推進に際しては、土地に関する権利の制限が、結果的に個々の住民の利益となることについての理解を深めるよう努める。

## 8. 環境と調和したライフスタイルの確立のための方策

### (1) 環境と調和したライフスタイルの確立に向けた基本的な考え方

豊かで安心できる暮らしを享受していくためには、日々の暮らしを環境と調和した持続可能な経済社会システムの中に位置づけていくことが不可欠となっている。

特に、現在の環境問題は、廃棄物に起因する問題やエネルギー消費の増大を背景とするCO<sub>2</sub>排出増加等に起因する地球温暖化問題、大気汚染問題、水質汚濁問題等といった、一般生活者の日々の暮らしに関連深いものが多い。このため、産業等での環境問題への対応と並行し、また産業等での対応を加速する原動力としても、国自ら事業者・消費者としての環境保全の取組みを率先実行しつつ、国民のライフスタイルやそれを包含する経済社会全体の変革を進め、資源・エネルギーの持続可能な利用、環境負荷の削減を促進する。

### (2) ごみゼロ社会の構築

#### ① 廃棄物・リサイクル問題に関する基本認識

大量生産・大量消費・大量廃棄社会の帰結としてわが国の廃棄物の量は増加し続けており、資源浪費、処理費用増、処分場不足等の問題が深刻化し、資源採取から廃棄に至る各段階での環境負荷が高まっている。一般廃棄物は、使い捨て商品（容器）の利用拡大やオフィス・オートメーションの普及等を背景とする紙消費拡大の中で増加してきている一方、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場問題等は極めて厳しい。

廃棄物・リサイクル対策の第一は、廃棄物を出さないことである。出てしまった廃棄物に対しては、再使用、再生利用、熱回収を伴う焼却処理等、埋立等の優先順位で処分を行うこととし、環境コストを含めた廃棄物処理の社会全体としての費用と便益の視点から、この優先順位に従いつつ、適切な処分方法を選択することとする。このため、国、地方自治体、事業者、消費者等すべての社会構成者の主体的参加と協力、役割分担により、ハード（設備）、ソフト（社会的仕組み）を総合した社会インフラを整備・確立し、廃棄物循環型の「ごみゼロ社会」の構築を目指す。具体的には、平成6年度に約42%である一般廃棄物の循環型処理率（市町村が処理する一般廃棄物のうち、再使用、再生利用、熱回収を伴う焼却処理等で処理される割合）を21世紀初頭を目途にほぼ100%とすることを目指す。

#### ② ごみゼロ社会構築のための具体的方策

ハード（設備）の面では、21世紀初頭を目途に、一般廃棄物のほとんどすべてを、単に燃やして埋める処理から、極力リサイクルを推進するとともに焼却処理の際に熱エネルギーを活用する循環型の廃棄物処理に転換するべく処理施設の整備、ごみ発電等の導入を進める。

ソフト（社会的仕組み）の面では、廃棄物発生抑制、回収、再使用、再生利用、適正処分に至る社会制度を確立し、そのためのインセンティブメカニズムの導入・活用に努める。

特に、ごみゼロ社会の構築を目指すためには、国・地方自治体の役割に加えて、企業側での、廃棄物となる量が少なく分別回収、再生利用しやすい製品の開発や相応の負担及び、家庭での分別回収への協力の確保が重要である。このため、先ず、具体的には、以下の方策を組み合わせて実施し、家庭、地方自治体、事業者の間で、各々の廃棄物の減量化・環境負荷低減へのインセンティブを確保しつつ、役割と費用の分担を図る。

- (i) 企業における事前評価マニュアルの活用等による、製品の環境負荷への配慮の励行。
- (ii) 市町村における、一般廃棄物の減量化及び容器包装廃棄物の分別排出促進のための、一般廃棄物収集時における、従量制等による手数料の適切な措置。
- (iii) 容器包装については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の下に、市町村による分別収集と、事業者責任によるリサイクルの実施。

また、廃棄物・リサイクル問題については、不法投棄を防止し、リサイクルを推進するという観点から、一層の啓発を行うとともに、預託払戻制度（デポジット制度）の活用についても検討を行う。

一方、廃棄物循環型のごみゼロ社会を構築していくためには、リサイクルされた製品等が実際に広範に利用され「循環」することが重要である。このため、国、地方自治体、事業者、消費者等すべての社会構成者がリサイクル製品を積極的に利用することなどにより、リサイクル製品の利用・市場の育成等を推進する。

### (3) 省エネに向けたライフスタイルの確立

#### ① 地球温暖化問題に関する国際的枠組みとわが国の責務

地球温暖化は、深刻な影響が生じるおそれがあるのは将来のことであるとしても、いったん影響が顕在化してから対策をとっても回復することが困難な不可逆な現象である。一方、地球温暖化問題は地球規模の問題であり、一部の国のみによる取組みでは不十分である。特に、今後、世界全体のCO<sub>2</sub>排出に占める途上国の比率の上昇が予測されており、途上国での取組みが不可欠と考えられるが、途上国の取組み・参加を確保していくためにも、「共通だが差異ある責任」の考えを踏まえ、先進国が率先して対策に取り組む必要がある。

このため、わが国としては、国際的に定められている気候変動に関する国際連合枠組条約を着実に実施し、国際的連携を図りつつ、地球温暖化防止行動計画に定める目標を達成するものとする。

他方、この地球温暖化問題では、上記条約で措置を明確に定めていない2000年以降の扱いが国際的には大きな課題となっている。先進国には例えば、2005年、2010年、2020年といった時点でのCO<sub>2</sub>等の温室効果ガス排出量の抑制及び削減目的の設定や、政策手段の設定の検討が求められており、わが国としても、国際的な枠組みづくり等に向けて積極的に努めるものとする。

#### ② わが国のCO<sub>2</sub>排出と省エネ

CO<sub>2</sub>の排出量の動向は、経済成長や石油価格の動向と関連が深い。近年、わが国では低成長のわりにはエネルギー消費・CO<sub>2</sub>排出量が増加している。特に、CO<sub>2</sub>総排出量に占める部門別比率としては依然、産業部門やエネルギー転換部門の比率が高いものの、このところ家庭や事務所、運輸部門の比率が上昇してきている。このため、省エネに向けたライフスタイルの確立に努めるものとする。

#### ③ 省エネに向けたライフスタイル確立のための具体的方策

省エネに向けたライフスタイルの確立に当たっては、可能な限り個人の生活・選択への直接的な介入は避け、啓発やインフラ等環境の整備や、インセンティブメカニズムの導入等を中心として対応するものとする。具体的には産業における対策と並行し、以下の対策を実施する。

(i) 家庭に対しては、

・室温の適切な調節（冷暖房の温度を1℃省エネに向けて調節することにより、日本全体のエネルギー最終消費は、0.9%程度の省エネとなる）等の自発的行動促進のための啓発、環境教育等の一層の充実を行う。

・住宅の断熱化や、太陽光発電システム導入等を促進する。

(ii) 運輸部門では、環境負荷の小さい物流交通体系の整備や、公共輸送機関の整備・利用を促進し、全体として、エネルギー消費の少ない交通体系を確立する。

(iii) 都市全体を環境と調和したものとするとの考え方の下に、ごみ焼却や工場等の廃熱利用型の発電・地域冷暖房等、省エネ促進型のインフラを整備する。

(iv) 省エネの観点から、サマータイム導入に関して検討する。

#### (4) 暮らしの中の環境配慮が生きる経済社会システムの構築

##### ① 国民の環境への問題意識と行動に関する認識

廃棄物問題や地球温暖化問題・省エネにとどまらず、酸性雨やオゾン層破壊、SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>等の大気汚染、水質汚濁、有害化学物質、さらには身近な緑や水辺の保全、野生生物の保護等、国民の環境への問題意識は高く、日々の生活において環境配慮を実行しようという意欲も旺盛である。しかし、

(i) 環境問題に関する正確な基礎知識・情報が普及していない、

(ii) 日々の購買活動における商品の選択等、生活の具体的局面において環境配慮実行のために必要となる情報の入手が困難である、

(iii) リサイクル製品のほうが、初めて資源を使用して生産される製品より割高となりがちである等、環境配慮を実行したほうが、実行しない場合より高つく場合が多い、等の制約のために、必ずしも適正かつ積極的な理解や行動に結びついていない。